附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年八月一日から施行する。

（介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の日（次条において「施行日」という。）前に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第六十二条に規定する要介護被保険者等が受けた同法第五十一条の三第一項各号に掲げる特定介護サービス及び同法第六十一条の三第一項各号に掲げる特定介護予防サービスに係る同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日前に健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十一条第一項に規定する要介護被保険者が受けた旧介護保険法第五十一条の三第一項各号に掲げる特定介護サービスに係る旧介護保険法の規定による特定入所者介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十一号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法施行規則及び社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

社会保険診療報酬支払基金法施行規則及び社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部を改正する省令

（社会保険診療報酬支払基金法施行規則の一部改正）

第一条　社会保険診療報酬支払基金法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業状況報告書） **第十条**　法第二十五条第一項の事業状況報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　事業内容、事務所の所在地、職員の定数及びその前事業年度末との比較 二～七　（略） （診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項） **第十三条**　法第二十六条の厚生労働省令で定めるものは、診療担当者（法第一条に規定する診療担当者をいう。）又は医療機関（法第十五条第一項第四号、第二項及び第三項に規定する医療を担当する機関をいう。）の提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）の内容とする。 **第十四条**　（略） （権限の委任） **第十五条**　法第三十条第一項の規定により、法第十八条第一項、第十九条、第二十八条第一項及び第二十九条の規定による権限（定款の変更の命令を除く。）を地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。 2　法第三十条第二項の規定により、前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長がこれらの権限を自ら行うことを妨げない。	（事業状況報告書） **第十条**　法第二十五条第一項の事業状況報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　事業内容、事務所（従たる事務所を含む。）の所在地、職員の定数及びその前事業年度末との比較 二～七　（略） （新設） **第十三条**　（略） （権限の委任） **第十四条**　法第三十条第一項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限をそれぞれ当該各号に定める地方厚生局長に委任する。 一　法第十六条第一項に規定する審査委員会に対する法第十八条第一項及び第十九条の規定による権限　当該審査委員会が設けられた従たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長 二　社会保険診療報酬支払基金の従たる事務所又はその出張所の代表者、代理人、使用人その他の従業者に対する法第二十八条第一項及び第二十九条の規定による権限（定款の変更の命令を除く。）　当該従たる事務所又はその出張所の所在地を管轄する地方厚生局長 2　法第三十条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。